

優良住宅部品 (BL 部品) のあゆみと今後の展望

○優良住宅部品 (BL 部品) 認定制度の創設

優良住宅部品認定制度は優良な住宅部品の技術開発と住宅産業の健全な育成を図り、人々の生活水準の向上と消費者の保護を推進することを目的として、品質、性能、アフターサービス等に優れた住宅部品の認定を行い、普及促進を図るための制度として1974年に創設された。その後、住宅及び住宅部品を取り巻く社会環境の変化に対応しつつ、数度の制度変更を経て現在に至っている。主な制度変更は下記の通りである。

1978年 ・建設大臣認可制度から財団実施の制度へ移行
1994年 ・認定の有効期間の延長（3年から5年）
1999年 ・優良住宅部品認定基準の性能規定化及び自由提案型の部品の認定

2005年 ・「BL-bs部品」(Better Living for better society) の認定開始
【BL-bs部品とは、BL 部品のうち社会的要請（環境、防犯等）への対応を先導するような特長も有する住宅部品】
2006年 ・BL 部品の施工瑕疵に対しBL 保険を全面適用

○BL 部品とは？

BLとは“Better Living（よりよい住まいを）”の頭文字をとったもので、認定を受けた住宅部品にはBL マークが表示される。BL マークが表示された部品には瑕疵保証と損害賠償の両面からカバーする「BL 保険」が付保され、安心・安全な住宅部品の目印として普及してきた。

また、2004年より、優良住宅部品（BL 部品）のうち、次の5つの社会的要請への対応を先導するような特長を有する住宅部品を「BL-bs 部品」(BL-bs: Better Living for better society) として認定を開始している。

1. 環境の保全に寄与する特長
2. 社会の資産としての住宅ストックの形成・活用に寄与する特長
3. 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長
4. 防犯性の向上に寄与する特長
5. その他より良い社会の実現に資する特長



BLマーク証紙



BL-bs証紙

○今後の展望

近年、住宅を取り巻く社会的要請は、BL-bs 認定開始時に比して多様化しており、例えば、家事負担軽減や防災に資する特長を有する住宅部品等を新たにBL-bs 部品として加えている。今後、ベタリービングでは、このような新たな社会的要請に積極的に対応し、新たな認定品目を増やし社会に貢献していく。また、このように多様化するニーズに対応していくことは、SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) の主旨に合致していることから、SDGs が掲げる17の目標を見据えつつBL-bsの概念の再構築を図り、その取り組みをわかりやすく社会に発信していくこととしている。

以下に、現在認定している「優良住宅部品 (BL部品) のあゆみ」を掲載します。

玄関ドア・改修用玄関ドア

■ BL化の背景

BL玄関ドアは、1960年度にKJ制度スタートと同時にスチールドアとして指定されたのが始まりである。1970年度にはスチールドアの性能向上を図りスチールフラッシュドアが指定され、1978年度のKJ制度の解消にともない、プレスドア及びフラッシュドアとしてBL認定に移行された。



両面フラッシュ親子ドア

1978年 3月 ・KJ 制度の解消にともない、プレスドア及びフラッシュドアを第一回認定
1981年 3月 ・フラッシュドアに袖付きドア及び親子ドアのバリエーションを追加
1984年 3月 ・デザインの向上を図ったB型ドアを追加
1993年 6月 ・新省エネルギー基準に対応すべく断熱玄関ドアを追加
1994年 8月 ・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
1996年 7月 ・SI単位系及び重力単位系を併記
機能別に4つの区分に分け、防火ドア、長寿社会対

1999年 4月 ・応ドア、断熱ドア、建物変形対応ドアとし、共通基準と区分毎の基準を設けた
・長寿社会対応の玄関引き戸が開発され認定
2000年10月 ・玄関ドア基準の断熱性試験方法を変更
2001年 8月 ・保証制度を拡充
・ストック住宅活用の一環として、改修用玄関ドアが追加される
2003年 6月 ・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
2004年 9月 ・「防犯性の向上に寄与する特長」を有するBL-bs 部品の第1号として「玄関ドア (スチール製玄関引き戸)」を認定
2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL 保険の全面適用
2006年12月 ・認定基準の性能規定化と充実
・「改修用玄関ドア」基準の付加認定基準 (BL-bs 基準) への移行
2008年 4月 ・種別を共同住宅用玄関ドアと戸建住宅用玄関ドアに整理
・共同住宅用玄関ドアについて、断熱性、遮音性、防火性及び加齢に伴う身体機能の低下への配慮の各性能を必須の要求性能に変更
・戸建住宅用玄関ドアについて、断熱性及び遮音性の各性能を必須の要求性能に変更
2009年12月 ・現行の「玄関ドア」認定基準において定めている改

修用に係る基準を別品目の「改修用玄関ドア」認定基準として制定

- ・「改修用玄関ドア」認定基準制定に伴い、改修に係る項目を削除
- ・共同住宅用玄関ドア、戸建住宅用玄関ドアの種別を設定
- 2012年 3月 ・共同住宅用玄関ドアの有効幅員の対象を拡大し、付加認定基準を拡大
- 2012年 7月 ・「玄関プレート・新聞受」の基準廃止に伴い、玄関ドアの基準に新聞受の要求性能を規定
- 2013年11月 ・改修用玄関ドアの扉交換工法において、気密材取付け部材により気密枠としたものを対象に拡大
- 2015年 5月 ・JIS A 4710による断熱性試験方法を追加
- 2015年 7月 ・改修用玄関ドアに使用する錠前を防犯建物部品（CP錠）以外も対象に追加
- 2020年 4月 ・改修用玄関ドアは、登録された優良取替事業者による施工、特定住宅部品取替工事管理者による施工管理により行うことを規定
- ・玄関ドア及び玄関扉取付け後の開口寸法有効幅員の規定を削除
- ・断熱性能区分の名称変更及び上位性能区分を追加
- ・認定基準と評価基準を統合

ドア・クローザ

■ BL化の背景

ドア・クローザは、1970年度にKJ部品として使用されるように性能条件が整備され、試作・実験を通じて、1971年度からKJ部品として指定されたのが始まりである。1977年度には、高層住宅での使用を考えたKJ-2型が開発・指定され、1978年度のKJ部品の解消にともない、ドア・クローザ1型及び2型としてBL認定へ移行された。



1型

- 1978年 3月 ・KJ制度解消に伴いドア・クローザを第一回認定
- 1984年 3月 ・ドア・クローザに戸建住宅用の玄関用及び室内用の2区分を加え、4区分に変更
- 1994年 8月 ・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
- ・SI単位系及び重力単位系を併記
- ・取り付け方法の統一化
- 1996年 6月 ・基準を規格基準から性能基準に改め、仕様によらない一般型を追加
- ・長寿社会対応玄関ドアに使用するドア・クローザ認定
- 1998年 8月 ・長寿社会対応玄関引き戸対応のドア・クローザの追加に伴い、区分を「開き戸」と「引き戸」に分類
- 1999年 4月 ・長寿社会対応の玄関引き戸が開発され認定
- ・玄関ドア基準の断熱性試験方法を変更
- 1999年 8月 ・指はさみを防止するための緩衝装置の設置を義務化
- 2000年10月 ・保証制度を拡充
- 2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
- 2006年12月 ・認定基準の性能規定化と充実、評価基準の制定
- 2009年 3月 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
- 2012年 8月 ・高齢者・障害者対応ドア・クローザを付加認定基準に移行
- ・玄関ドア開き戸用ドア・クローザの強度を設定
- 2017年12月 ・引き戸用ドア・クローザの対応範囲をドア重量 60 kgから 80 kgに変更
- 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

玄関ドア用錠前

■ BL化の背景

玄関ドア用錠前は、BL玄関ドアの付属部品であったが認定対象となっていなかったサムターン付きシリンダー面付箱錠が、BL玄関ドア用錠前の条件を整えることにより1984年度に認定されたものである。



サムターン付シリンダー錠面付箱錠(補助錠)

- 1984年10月 ・玄関ドアの付属品から切り離し、錠前として第一回認定
- 1992年 3月 ・錠前を玄関ドア用錠前と改名し、面付箱錠に加え、彫込箱状及び面付電気錠、彫込電気錠が追加され4区分を設定
- 1994年 8月 ・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
- ・SI単位系及び重力単位系を併記
- 1996年 6月 ・規格基準から性能基準に改め、規格仕様によらない一般型の区分を追加
- 1998年12月 ・サムターン付シリンダー錠及び「サムターン付シリンダー電気錠」とし、種類は「主錠単体」と「補助錠」の二種類とした
- ・「サムターン付シリンダー引き戸錠」、[サムターン付引き戸電気錠]及び「取替用錠前」の区分を追加
- 1999年12月 ・規格寸法対応の標準化基準及び長寿社会対応玄関ドア錠前とした推奨選択基準を規定
- ・にぎり手の形式で、「サムラッチ」を「グリップハンドル」に変更
- ・規格寸法対応の錠前を標準化選択基準として規定
- 2000年10月 ・保証制度を拡充
- 2002年 9月 ・耐ピッキング性に優れたCP錠及びCP-Cシリンダー同等以上をBL玄関ドア用錠前に使用することを規定
- 2004年 9月 ・「防犯性の向上に寄与する特長」を有するBL-bs部品の第1号として「玄関ドア用錠前」を認定
- 2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
- 2006年 6月 ・認定基準の性能規定化と充実
- ・シリンダーについて、防犯官民合同会議で定められているピッキングによる侵入を5分間以上防ぐことと規定
- 2008年 4月 ・防犯性能について、付加認定基準から認定基準に移行
- 2012年 7月 ・防犯建物部品（CP錠）を付加認定基準に移行
- 2013年 7月 ・賃貸住宅で入居者が変わる都度錠前を交換していたが、シリンダー交換なしで、従前のキーが使用できなくなるチェンジキー装置を認定対象に拡大
- 2019年12月 ・電気錠を認定対象に拡大
- 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

サッシ・改修用サッシ

■ BL化の背景

BLのアルミサッシは、防音サッシの開発から始まった。外部騒音の著しい地域での住宅の防音化が行われる中で、開口部品の遮音性能の向上が望まれ、建設省の住宅生産工業化技術促進費補助制度の一環として、1972年度に試作開発補助の対象となり開発が行われた。この開発成果を踏まえ1974年にBLの「防音サッシ」の初の認定が行われた。



アルミサッシB型

1981年10月	・断熱型サッシの第1回の認定
1986年 3月	・輸入部品の初の認定が行われた
1986年 7月	・高断熱複層ガラスを使用した断熱型サッシの認定
1988年 6月	・天窓（断熱型）の第1回の認定
1989年	・出窓（普通型、断熱型）の第1回の認定
1991年 3月	・S型区分の追加
1991年11月	・断熱型サッシ、出窓、天窓の断熱区分S型の認定
1992年 2月	・「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」の断熱性能基準の見直し
1999年	・品目名「木造住宅用サッシ（出窓）、RC造住宅用サッシ（出窓）」を「サッシ（木造住宅用）」に統合
2006年 6月	・「サッシ（木造住宅用）」について認定基準の性能規定化と充実 ・出窓の基準追加
2010年 5月	・内窓を BL-bs として基準追加
2012年 3月	・断熱性試験方法として、測定による JISA4710 による試験を、また、計算による WindEye を使用した結果についても対象に追加 ・強風時における注意事項について、ラベル等で製品に表示することを要求（内窓）
2013年 3月	・優良取替事業の開始に伴い、優良取替事業者による施工、及び特定住宅部品取替工事管理者による施工管理を行う旨を明記（改修用サッシ）
2015年 7月	・サッシの断熱性能の区分（4 型～S 型）の名称を H-1 型～ H-5 型に変更するとともに、上位性能区分 H-6 型を追加
2016年 1月	・網戸の外れ止め機能についての要求を追加
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

面格子

■ BL化の背景

1988年9月兵庫県西宮市において火災等を教訓に、解放機能付き面格子を採用する動きの中で、西宮消防局より当財団に面格子基準化の要望書が提出され、当財団でも解放機能付き面格子の基準化の検討を行う一方で、面格子の品質・性能に関しての基準が存在しないことから関係自治体等からその基準化が求められたこともあり、開閉式とともに基準の定められていない固定型の面格子も合わせて基準制定が行われた。



けんどん式

1998年	・面格子基準化のための強度試験を実施
1999年12月	・面格子認定基準を制定
2000年 5月	・面格子を BL 部品に認定
2000年10月	・保証制度を拡充
2005年12月	・認定基準の性能規定化と充実 ・標準的評価方法基準の制定 ・付加認定基準（防犯 BL-bs）の制定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2008年12月	・可動ルーバーの開閉に係る可動部の耐久性能を必須の要求性能に追加
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

墜落防止手すり

■ BL化の背景

墜落防止手すりは、当財団設立当初の1972年度に建設省住宅生産工業促進費により手すりユニットの品目名で開発された部品である。墜落防止手すりの基準制定は、墜落防止手すりが本来持つべき要素である安全性、耐久性などの諸条件を設定し、工業製品としての質の高い墜落防止手すりの開発を行うことを目的としたものであり、1974年BL制度発足とともに認定が行われた。



バルコニーに格子タイプの墜落防止手すりか設置された外構例

1972年	・手すりユニット開発試作の実施
1974年11月	・第一回認定
1979年 4月	・標準アンカー A 型・B 型設定
1983年 4月	・廊下・バルコニー用及び窓用の2区分から廊下要、バルコニー用、窓用の3区分に変更 BL 標準アンカーに C 型を追加
1986年 3月	・A 型、B 型の標準アンカーを1型、2型と解明、新たに3型、4型の簡易型標準アンカーを設定、C 型アンカーは標準アンカーから削除
1987年 3月	・区分の内容を1型と2型に分類
1992年11月	・トップレールの追加
1994年 6月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正・SI 単位系及び重力単位系を併記
1999年 4月	・「手すりユニット（墜落防止手すり）」から「墜落防止手すり」に品目名を変更 ・標準化選択基準を導入し、「1型」を標準化墜落防止手すりとし、BL 標準アンカーを標準化墜落防止手すりに使用するものとして位置付け
2000年10月	・保証制度を拡充（保証期間を5年に拡充）
2000年12月	・住宅性能表示制度の評価方法基準への対応
2002年 4月	・廊下・バルコニー用躯体への取付強度を引抜き力から、水平荷重に変更 ・推奨選択基準に改修用墜落防止手すり規定を追加
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年 6月	・改修用墜落防止手すりに歩行補助手すりを設置するための基準の追加 ・認定基準の性能規定化と充実
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2010年 9月	・構成部品に隔て板、物干し金物を追加 ・パネルの衝撃試験の判定の明確化 ・足がかりと腰壁等の高さ条件を明確化
2014年12月	・浸入水及び熱伸びへの措置について規定を追加 ・優良取替事業の開始に伴い、優良取替事業者による施工、及び特定住宅部品取替工事管理者による施工管理を行う旨を明記（改修用墜落防止手すり）
2017年 3月	・外方立方式の追加 ・防風スクリーンの追加 ・パネルに開ける孔の大きさの要件を追加
2018年12月	・コーナー部に支持がないユニットの追加
2019年12月	・パネルの耐風圧要求性能を拡大した。現行基準（1,950N/㎡）を等級 Sp1 とし、これに加え、Sp2（3,000N/㎡）と Sp3（5,000N/㎡）を設定
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

歩行・動作補助手すり

■ BL化の背景

歩行・動作補助手すりは、1993年に手すりユニットの1区分の「補助手すり」として基準の制定が行われた。基準制定時は、「高齢化」が社会問題として大きくクローズアップされ、1993年の公営住宅建設事業でも高齢化に対応する設計が求められていた。このような状況の中、当財団では、1992年に高齢者対応型浴室ユニットの基準制定を行い、高齢者対応部品という位置づけで基準制定した。



階段に設置された補助手すり

1993年 3月	・「手すりユニット」の1区分「補助手すり」として基準を制定
1993年 5月	・歩行補助手すり、動作補助手すりを第一回認定
1994年 6月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記
1999年 4月	・品目名を「手すりユニット（補助手すり）」から「歩行・動作補助手すり」に変更 ・ホルムアルデヒドの放散量を規定化
2000年10月	・保証制度を拡充（保証期間を5年に拡充）
2000年12月	・住宅性能表示制度の評価基準（「6．空気環境に関すること」「6-1ホルムアルデヒド対策（内装）」への対応 ・ホルムアルデヒド対策の範囲を明確化
2001年10月	・屋外に使用する歩行補助手すりレール部の樹脂被覆の耐光性基準を追加
2003年 6月	・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2006年 6月	・認定基準の性能規定化と充実
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2012年 7月	・適用範囲を住宅のほか、福祉施設又は病院まで拡大 ・歩行補助手すりの種類に床支持型手すりを追加
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

ガレージ

■ BL化の背景

自動車の所有台数の増加に伴い駐車スペースの確保が求められていた中で、物置ユニットを製造しているメーカーが鋼板を用いて1975年頃からガレージを製造、販売していた。戸建て住宅向けの部品についても積極的に取り組んでいくこととし、1994年にガレージについても基準化を行った。



スチール系ガレージ

1994年 9月	・基準制定
1994年	・第一回認定
1999年	・ガレージ基準の製作寸法許容差を「±10mm」から「±5mm」に変更
2000年10月	・保証制度を拡充
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2006年10月	・認定基準の性能規定化と充実
2009年 3月	・耐久性に係る試験方法のJIS改正に伴う対応 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の

2009年12月

試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記

・ガレージの戸について、新たに電動式シャッターを認定の対象に加えた

・「使用時の安全性及び保安性の確保」において、戸（シャッターを含む）に閉じ込め防止のための措置が講じられていることを要求性能に追加

・積雪荷重に対する要求性能を、同様の構造である物置ユニットと整合させた

・耐風圧力に係る設定荷重について、3つの設定荷重を設けた

・「火災に対する安全性の確保」において、不燃材等を使用することに改正

2010年 3月

・適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした

2012年 2月

・適用範囲の明確化（規模及び構造）

2016年 8月

・BL 独自試験の「シャッターの開閉 繰返し耐久性試験」、「電動式シャッターの開閉繰返し耐久性試験」を削除

2019年 4月

・すがもれ対策を追加するための改正

2020年 4月

・認定基準と評価基準を統合

自転車置場

■ BL化の背景

自転車の急速な普及に伴い、各事業体からも自転車置場のBL化に対する要望が強くなった。このような背景を受けて自転車置場の開発を促進するため、1983年度には自転車置場をテーマとしたデザインコンペティションを実施した。その後、1988年からBL認定を行った。



片持ち梁タイプ

1983年10月

・自転車置場をテーマとしたBLデザインコンペティションを実施

1988年 3月

・認定基準の制定

1988年 3月

・第一回認定

1994年 8月

・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正

・SI単位系及び重力単位系を併記

1999年 8月

・自転車の収容台数の表示方法、屋根の奥行寸法などの規定を追加

2000年10月

・保険制度を拡充

2001年12月

・防犯性の向上に配慮し、チェーン用バーラックの保有、照明器具の照度などの基準を追加

2006年 1月

・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用

2006年10月

・認定基準の性能規定化と充実

・耐久性に係る試験方法のJIS改正に伴う対応

2009年12月

・積雪荷重に対する要求性能を、同様の構造である物置ユニットと整合

・屋根の吹き上げ荷重において、片持ち支持形式を対象とする要求性能を追加

・耐風圧力に係る設定荷重について、3つの設定荷重を設けた

・「火災に対する安全性の確保」において、不燃材等を使用することに改正

2009年 3月

・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記

2010年 3月

・適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした

2020年 4月

・認定基準と評価基準を統合

物置ユニット

■ BL化の背景

物置は、従来は個別に設計され設置されていたが、約30年前にスチールで製品化されたものが開発された。当初はまだ発展途上の段階であり、さびの発生など、耐久性や強度性能などに不安材料をかかえており、基準、規格類も未整備であったが、1975年に屋外収納ユニットの品目名でBL基準化を行った。



薄型タイプ

1975年 7月	・ 認定基準の制定
1975年11月	・ 第一回の認定
1977年 1月	・ コンクリート製タイプの認定
1983年 3月	・ 内装を施した高級指向タイプの認定
1986年 3月	・ 長尺物の収納を可能にした背丈の高いタイプの認定
1987年	・ 品目名を「屋外収納ユニット」から「物置ユニット」に品目名を変更
1994年	・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
1997年10月	・ 換気機能について「自然換気が行えること」に基準を変更
1999年	・ 本体の外形寸法（間口寸法 × 奥行寸法）を、推奨値から「面積に換算して10m ² 未満の組合せによるもの」と規定 ・ 換気機能を、「換気機能があること」から「自然換気が行える構造であること」という規定に変更
2000年10月	・ 保険制度を拡充
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年10月	・ 認定基準の性能規定化と充実
2009年 3月	・ 評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2009年12月	・ 積雪荷重に対する要求性能を、JIS A 6603「鋼製物置」と整合 ・ 耐風圧力の試験方法を、JIS A 6603「鋼製物置」における試験方法に改正 ・ 耐風圧力に係る設定荷重について、3つの設定荷重を設けた ・ 「火災に対する安全性の確保」において、不燃材等を使用することに改正
2010年 3月	・ 適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした。
2015年 9月	・ 構成部品にシャッター（電動シャッターを含む）を追加 ・ 閉じ込め防止措置追加
2016年 4月	・ 防水、排水、雨仕舞性能の判定方法の明確化
2019年 4月	・ すがもれ対策を追加するための改正
2020年 4月	・ 認定基準と評価基準を統合

郵便受箱

■ BL化の背景

郵便受箱の規格化は、中層共同住宅に郵便受箱を設置することになったのを契機に、1962年から始まった。1969年には、中層住宅用・高層住宅用の2種類のものを作成すると同時に、使用材料としてステンレスも対象とされ、郵便受箱A型の原型が決められた。



郵便受箱A型

1978年のKJ制度の解消に伴い、BL認定に移行され、1981年にはデザインの向上を目的としたフリーサイズの郵便受箱B型が追加された。

1978年 3月	・ KJ 制度の解消にともない、集合郵便受箱をBL 認定
1981年 3月	・ デザインの多様化への対応を目的とした区分（郵便受箱B型）を追加するとともに、名称（区分）を変更
1984年 3月	・ 戸建て住宅に使用する郵便受箱も対象とし、品目名を「集合郵便受箱」から「郵便受箱」とする。B 型を屋内用および屋外用の2区分とした
1988年 3月	・ ハイグレードの郵便受箱 AM 型を追加
1988年 8月	・ 品目名を「郵便受箱」から「郵便受箱・新聞受」とし、新聞受を追加
1990年12月	・ 郵便受箱 AM 型の従来のものを縦型とし、新たに横型を追加
1994年 8月	・ 項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
1997年 9月	・ 角2封筒が収納できる規格型の郵便受箱 AK 型を追加
1999年 8月	・ 「玄関プレート・新聞受」の品目を新たに設け、新聞受を分離し、品目名を「郵便受箱」に変更
2000年10月	・ 保証制度を拡充
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年 6月	・ 認定基準の性能規定化と充実
2010年 3月	・ 適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした
2013年 7月	・ 大型郵便に対応した基準を追加
2019年12月	・ 郵便物の保安性に関する要求事項の改正
2020年 4月	・ 認定基準と評価基準を統合

宅配ボックス

■ BL化の背景

1975年ころからの宅配便等の小口貨物の普及および女性の社会進出に伴う留守宅の増加により、留守時においても宅配物の受け渡しができるシステムが必要となってきた。

宅配ボックスは、このような背景のもとで開発された製品で、配達物の無人管理を最大の特徴としている。当初集合住宅用だけでなく、戸建て用、オフィス用等にも商品展開されている。

BLでは、1992年7月に初の認定を行った。



宅配ボックス(電気制御式)

1992年 7月	・ 第一回認定
1994年 8月	・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
1997年12月	・ 寸法の標準化、保有鍵違い数、内側から開錠可能なボックス寸法の基準を追加
1999年12月	・ 製作寸法許容差を±2.0mmとして規定 ・ 保有する鍵違い数を100以上として規定 ・ 誤って子供等が閉じこめられた場合を考慮し、通気性を有しており、内部から開錠できる構造である大型の保管箱の高さ寸法を800mm 以上として規定
2000年10月	・ 保険制度を拡充
2001年 8月	・ 管理システムの基準（推奨選択基準）を新たに追加
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2007年11月	・ 認定基準の性能規定化と充実
2009年 3月	・ 評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2010年 3月	・ 適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした
2018年 3月	・ 「戸建住宅用宅配ボックス」を制定し、「宅配ボックス」を「集合住宅用宅配ボックス」に名称変更

2018年12月 ・郵便受箱一体型のバリエーション追加
 2019年 4月 ・基礎への緊結の表現追加
 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

床下点検口(気密・断熱型)

■ BL化の背景

従来の戸建て住宅等において、床下の水回り配管等の点検・修理を行うために床下に入る場合には、和室(畳敷き)や押入・収納部の床板等をはがす必要があったが、近年住宅の気密化、断熱化がすすむ中で従来のような方法がとれなくなり、床下や天井裏の点検を行うための点検口が必要になってきた。特に高気密・高断熱の住宅においては、点検口は必須部品となっている。



製品図

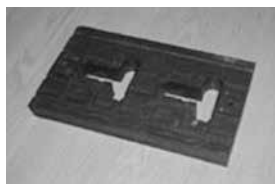
そこで、当財団では次世代型省エネルギー基準に対応した気密性、断熱性をもった点検口のBL化を図ることとし、最初に床下点検口の基準化を行うこととした。

2002年 7月 ・認定基準の制定
 2003年 6月 ・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
 2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
 2007年11月 ・認定基準の性能規定化と充実
 2009年 3月 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
 2013年 4月 ・保証における免責事項の基準内への記載
 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

床下換気用土台スペーサー

■ BL化の背景

従来の木造住宅では、布基礎の一部を切り欠いて、そこから床下換気を行っている。一方、布基礎と土台の間にスペーサーを挿入して床下換気を行う工法行われた。



製品写真

その後、スペーサー工法が普及してきたことやBL認定を希望する企業が増えてきたことなどから、2002年12月に一般型の部品として「床下換気用土台スペーサー」の品目名で認定基準を制定した。

2002年12月 ・認定基準制定
 2003年 1月 ・第一回認定
 2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
 2007年11月 ・認定基準の性能規定化と充実
 2009年 3月 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
 2013年 4月 ・保証における免責事項の基準内への記載
 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

キッチンシステム

■ BL化の背景

1972年には住宅生産工業化技術促進費補助制度に係る規格部品の開発対象4品目の一つとして開発され、そのときの開発のための設計条件・審査要領がベースとなって、1974年にキッチンユニットとして認定された。一方、ステンレス流し台は、KJ制度がBL制度に移行されたことに伴い、1978年にキッチンセットとして認定され、1979年には、住宅の大型化や性能の向上といったユーザーニーズに対応すべく、新たにキッチンシステムが認定された。



システムキッチン

1974年 ・キッチンユニットの認定基準の制定
 1974年11月 ・キッチンユニットの第一回認定
 1977年 ・KJ部品だったものを「キッチンセット」としてBL部品に移行
 1978年 3月 ・キッチンセットの第一回認定
 1979年11月 ・キッチンシステムの第一回認定
 1983年 3月 ・水トラップの仕様を統一
 1987年 ・「キッチンユニット」を「キッチンシステム」に統合し、区分名を「キッチンユニット」、「セクショナルキッチン1型」、「セクショナルキッチン2型」、「システムキッチン」に変更
 1994年 ・各項目について極力性能を数値化し、客観的表現に改正
 ・SI単位系及び重力単位系を併記
 1995年 8月 ・ニースペースを有する「長寿対応型」の追加
 1999年 8月 ・寸法及び各要求性能のISO、JISとの整合
 ・「長寿対応型」を「長寿社会対応キッチンシステム」に名称変更し、ニースペースの規定の緩和及びシンク深さの規定の明確化
 2000年10月 ・配管接合部の点検の容易性に関する規定の追加
 ・保証制度を拡充(保証期間を5年に拡充)
 2002年11月 ・蹴込み部の奥行き寸法、欠き込み部の高さ寸法を規定
 2003年 6月 ・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
 2005年12月 ・認定基準の性能規定化と充実
 ・キッチンユニットの廃止
 ・システムキッチンのワークトップ開口寸法、サービスゾーンに関する基準の追加
 ・セクショナルキッチンの本体剛性試験のJIS A 4420との整合
 ・システムキッチンの、フロアーユニットの剛性試験及び開き戸の開閉繰り返し強度試験のJIS A 4420との整合
 ・電気設備の絶縁性能試験のJIS A 4420との整合
 2006年 1月 ・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
 2009年 3月 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
 2010年 3月 ・適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした
 2018年 3月 ・キッチンシステムの供給ニーズに合わせた改正(包丁差しを必須構成部品から選択構成部品に変更)
 2020年 4月 ・認定基準と評価基準を統合

浴槽

■ BL化の背景

日本住宅公団は1964年に従来使用していた木製浴槽に替わって、工業化部品として一人用の鋼板及び鋳物製のほうろう浴槽が開発されたのを受け、翌年に公団の指定部品とした。1977年には、ほうろう浴槽、FRP製浴槽とステンレス製浴槽がBL部品化され、初の認定が行われた。



ステンレス

1977年 1月	・ 第一回認定・区分にプラスチックを追加
1979年 7月	・ 認定基準を制定
1994年 7月	・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
1999年 7月	・ 浴槽種別を「一般浴槽」、「浴室ユニット専用浴槽」に名称変更 ・ 巻き上げふたの材質に関する仕様規定を追加
2000年10月	・ 保証制度を拡充
2005年12月	・ 認定基準の性能規定化と充実 ・ 標準的評価方法基準の制定
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2010年 3月	・ ふたの取扱い変更（洋風浴槽のふたを選択構成部品からセットフリー部品に変更）
2020年 4月	・ 認定基準と評価基準を統合

浴室ユニット

■ BL化の背景

1971年に建設省は、住宅部品の工業化の一環として、浴室ユニットを含む設備ユニットの開発を行い、その成果を踏まえてKJ部品化への検討が行われた。当財団では、その成果の中から浴室を対象とした基準検討を行い、1975年にBL部品として、初の認定が行われた。



一般型

1975年 4月	・ 認定基準を制定
1975年11月	・ 第一回認定
1991年 6月	・ 高齢者対応型の区分追加
1993年 6月	・ 長寿社会対応設計指針に対応するため、高齢者対応型の区分の特記事項を変更
1994年 9月	・ 高齢者対応型の出入口段差を20 mm 以下を原則とし、20mmを超える場合は、出入口脇に手すりを設けることの基準に変更 ・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
1995年11月	・ すのこのメンテナンスに関する規定を基準に追加
1999年 8月	・ 電気絶縁性能に関する基準追加 ・ 長寿対応型浴室ユニットの出入口段差を20 mm 以下に基準変更 ・ 長寿対応型浴室ユニットのまたぎ高さに関する定義を追加
2000年10月	・ 保証制度を拡充 ・ 配管接合部の点検の容易性に関する規定を追加 ・ 住宅性能表示制度への対応規定を追加
2005年12月	・ 認定基準の性能規定化と充実 ・ 標準的評価方法基準の制定
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年10月	・ 出入口の有効開口等の表現を「出入口の有効な幅員」として統一

2007年11月	・ 浴槽からの水溢れに対する扉の耐漏水性能を追加
2009年 3月	・ 評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2009年 7月	・ 施工説明書等による施工に関する情報提供について、当該部品の組立・設置と施工者の資格等が必要な関連工事とを明確にする旨の規定を追加
2012年12月	・ 配管接続金具の構成別の変更（配管接続金具の構成別を必須構成部品からセットフリー部品に変更）
2014年 3月	・ 長寿社会対応仕様における構成部品の変更（湯水混合水栓のセットフリー部品化、窓接続枠を選択構成部品として追加）
2018年 3月	・ 供給ニーズに合わせた部品の構成の変更（タオル掛けの構成の別を必須構成部品から選択構成部品に変更） ・ 適切なインターフェイスの表記変更（照明器具の電線ケーブル長さ表記の変更）
2020年 4月	・ 改修対応小型浴室ユニットのバリエーション追加 ・ 認定基準と評価基準を統合

自動浴槽洗浄システム

■ BL化の背景

共働き世帯の増加や高齢化等により、家事負担を軽減する住宅部品が注目されている。そこで、自動浴槽洗浄システムを「家事負担軽減に寄与する特長を有する部品」（BL-bs）として基準を制定し、家事や体への負担が大きい風呂そうじの家事負担軽減に寄与することを目的とした。



自動浴槽洗浄システム

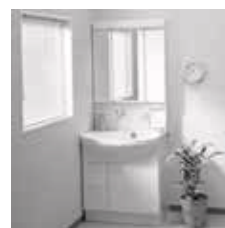
2020年 4月	・ 自由提案型優良住宅部品として認定
----------	--------------------

洗面化粧ユニット

■ BL化の背景

1970年ころ、日本住宅公団が供給する住宅用のものとして公団型洗面化粧台が登場し、その後、KJ（公共住宅用規格部品）として洗面化粧台のユニット化が行われた。

高度経済成長期において国民の生活が豊かになる中、より性能の高い洗面化粧台が求められるようになった。また、当初、衛生設備器具の一区分であった洗面器から独立した品目としてBL化され、1977年、床置型の洗面化粧台が認定された。



現在の洗髪型洗面化粧台

1977年 1月	・ 洗面化粧台（床置型）を第一回認定
1981年 3月	・ 品目名を「洗面化粧台」から「洗面化粧ユニット」に変更 ・ 従来のKJ部品だった洗面化粧ユニットと壁支持型・収納キャビネット等を含め認定開始
1984年 3月	・ 各ユニットの構成要素を明確化 ・ キャビネットの鏡は、支持金具による固定を義務付
1992年 8月	・ 給水栓、給湯栓を必須項目とした・洗髪型の認定開始 ・ 洗髪型の間口寸法を750 mm 以上とし、シャワー付き水栓、ヘアキャッチャーを必須項目とした
1994年 9月	・ 各項目を極力性能を数値化し、客観的表現に改正 ・ SI 単位系及び重力単位系を併記

1999年 4月	・ユニット幅の寸法規定の変更、等
2000年10月	・保証制度を拡充
2000年12月	・ホルムアルデヒド放散量の要求性能を変更
	・洗面化粧ユニットの器具排水管にフレキシブル管を用いる場合の仕様等を追加
2002年11月	・蹴込み部の奥行き寸法、欠き込み部の高さ寸法を規定
2003年 2月	・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
2005年12月	・認定基準の性能規定化と充実
	・標準的評価方法基準の制定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2013年 4月	・保証における免責事項の基準内への記載
2015年 8月	・免責事項における表現の統一を行った
2018年 3月	・引出しタイプの洗面化粧台向けに、引出しレール強度試験等の追加をした
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

洗濯機用防水パン

■ BL化の背景

洗濯機用防水パンは、日本住宅公団が1973年以降採用を始め、また公営住宅においても1977年頃から採用され始めた。民間集合住宅にも同様に採用されており、公共事業体からのBL化に関する要望が多く出されることもあって、1987年に初のBL認定が行われた。



再生プラスチック製防水パン

1987年	・認定基準を制定
1987年11月	・第一回認定
1993年 3月	・区分に「再生ポリエチレン」を追加
1994年 6月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
	・SI 単位系及び重力単位系を併記
	・構成及び認定範囲に「防水パン固定金具」を追加
1996年 1月	・「熱硬化性プラスチック」、「熱可塑性プラスチック」、「再生ポリエチレン」の3区分となる
1999年11月	・排水トラップ取付孔の中心寸法について、実状に合わせて公差を規定
	・環境に対する負荷の低減として、洗濯機用防水パン本体に主要材料が識別できる表示を行うことを規定
	・「曲げ強さ及び曲げ弾性率」、「表面硬さ」において、ポリプロピレン、再生プラスチックの試験方法を規定
2000年10月	・保証制度を拡充
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年 6月	・認定基準の性能規定化と充実
2013年 4月	・保証における免責事項の基準内への記載
2014年 7月	・780 型、750 型、740 型、新たに台座を持つタイプの防水パン（640 型、700 型、740 型）を追加
	・I型：防水パン底面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パン、II型：台座上面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パンを設定
	・II型の設定に伴い、局部加重試験、耐衝撃性試験、耐摩耗性試験追加
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

便器・圧送便器

■ BL化の背景

わが国においては、日本住宅公団が供給する住宅が1955年代に腰掛け式の便器（洋風便器）を採用し、その後これが普及していった。

1977年、KJ制度からBL認定制度に移行され、翌年の1978年、便器がBL部品として認定された。温水洗浄便座については、1980年頃テレビCMによって世の中に広く認知され、1982年には、温水洗浄便座がBL認定された。



ロータンク密結型便器

1978年 3月	・衛生設備器具の第一回認定
1978年 8月	・節水型便器（洗浄水量9リットル以下）を認定
1981年	・衛生設備機器に多機能便器（温水洗浄機能付き）基準を区分追加
1982年 3月	・多機能便器の第一回認定
1984年 1月	・サイホン便器、サイホンゼット便器の認定開始
1987年 2月	・和風便器を認定の対象から除外
1988年 8月	・洗落し便器について節水型のみを対象とする
	・サイホンボルテックス便器を認定の対象とする
1991年 8月	・品目名を「衛生設備器具」から「衛生器具」に変更
1994年 9月	・各項目について極力性能を客観的表現に改正
	・SI 単位系及び重力単位系を併記
1999年 4月	・「衛生器具」を「便器」、「温水洗浄便座」、「洗面器・手洗器」及び「湯水混合水栓」の4品目に分割
	・洗浄用ロータンクの給水音及び洗浄音の規定化、洗浄時における水の飛散の規定化等
2000年10月	・保証制度を拡充
2001年 3月	・「洗落し便器—超節水型」を認定の対象とする
2004年 9月	・環境の保全に寄与する特長を有する BL-bs 部品の第 1 号として水資源の節約に貢献する「便器（超節水型）」を認定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年 6月	・認定基準の性能規定化と充実
	・認定対象を「腰掛け式便器」から「洗浄操作が大小切替式の腰掛け式便器」に変更
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2011年 3月	・便器の搬送性能試験の見直しの実施
2013年 4月	・保証における免責事項の基準内への記載
2013年 8月	・洗浄弁式便器と圧送排水ユニットから構成される「圧送便器」の認定基準を制定
2016年 1月	・「絶縁抵抗試験」に引用していた JIS 規格が廃止され、「電気用品の技術上の基準を定める省令」に定められた試験方法に変更
2018年 3月	・「便座」を必須構成部品として定めていたが、セットフリー部品に変更
2018年 7月	・搬送性能試験で使用するトイレペーパーは、JIS 製品であることを条件としていたが、「JIS 製品又は同等品を使用すること」と条件を緩和した
2019年12月	・JIS A 5207（衛生器具—便器・洗面器類）の規格改正による基準改正を行った
	・便器（超節水型）以外の便器の名称を、便器（節水型）とした
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

配管システム

■ BL化の背景

近年、建物と設備に関わるトラブルの多くは配管に関するものが多く見られる。また、配管は建物に比べ耐用年数が短く、その間に数回の配管更新が必要であるが、従来の配管方法では建築躯体及び内装材を壊さないと更新等ができない場合がほとんどである。



本管(中)及びさや管

このような状況のなかで、配管の新しいシステムとして前述の問題点を解消するさや管を用いたヘッダー式配管システムが開発された。当財団においては品目名「配管システム」として1991年11月に第1回の認定が行われた。

1991年 4月	・認定基準制定
1991年	・第一回認定
1994年 9月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記 ・給水・給湯管の使用条件について、「温度90℃以下の水に使用されるものとする。」と明記 ・性能試験方法に「水栓ボックスの水密性試験」を追加
1999年12月	・品吐出温度及び吐出流量の要求性能の具体化、浸出性の性能試験方法変更、継手部の冷熱繰返し試験の規定化等の改正
2000年10月	・保証制度を拡充
2000年12月	・「日本住宅評価方法基準」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価方法の基準の解釈に基づき、参考として BL 部品が関係する等級を情報提供として示した
2005年12月	・認定基準の性能規定化と充実 ・標準的評価方法基準の制定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2017年 3月	・選択構成部品である「支持具」の部品を明記
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

換気ユニット

■ BL化の背景

換気ユニットは、住宅の工業化推進の一環として進められた住宅構成要素の部品化の流れの中で、建設省の「住宅生産工業化促進費補助制度」（1974年度）により試作開発されたレンジ用フードファン、ダクト用ファン（浴室用、便所用）が、1977年3月に「換気システム」として初めて認定された。



セントラル換気システム(第三種換気システム例)

1976年	・レンジ用フードファン、浴室用、便所用のダクト用ファンが「BL 換気システム」として第一回認定
1978年	・台所用プロペラ換気扇を、KJ 部品から BL 部品へ移行
1979年	・換気口部品、換気扇、ダクト用ファンを追加
1980年	・換気システムと換気扇を統合して「換気ユニット」に名称変更
1983年 7月	・換気口部品・防火ダンパー機能付の圧力損失、熱交換型換気扇の顕熱交換効率を規定
1984年 8月	・換気扇台所用の弱風量の性能、レンジ用フードファン及びダクト用ファン台所用の中風量を追加し性能を目

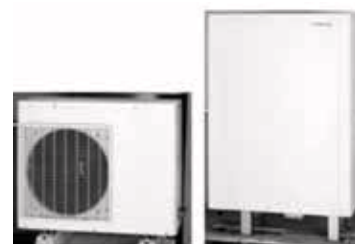
1988年 6月	・ダクト用ファンを追加。浴室と便所を対象とする2室用の性能を規定
1989年	・自然換気口に電動シャッター付を追加
1990年 6月	・換気扇（プロペラ型換気扇以外）に低騒音型を追加 ・サンタリー用ファン浴室用（浴室乾燥、浴室暖房乾燥機能付）、居室用ファン（遮音機能付、風量自動調整機能付）を追加
1991年 9月	・台所用ファン、遠心送風機型の騒音値を低減 ・台所用ファン・プロペラ型 20 型のシャッター漏れ風量を規定
1992年 8月	・小屋裏換気用、床下換気用、システム換気用ユニット等を受け付ける「その他」区分を追加 ・台所用ファン・プロペラ型にグリスフィルター付を追加
1994年 9月	・換気口部品・外壁用端末換気口の圧力損失係数を改善、低圧力損失型を追加 ・各項目を極力性能数値化、客観的表現に改正 ・SI 単位系及び重力単位系を併記
1999年 8月	・セントラル換気システムを追加 ・レンジ用フードファンの廃気捕集率、油捕集効率を規定 ・サンタリー用ファンの弱の騒音値を規定
2000年10月	・保証制度を拡充 ・基準法改正にともなう防火ダンパー規定の変更 ・品確法にともなう「ホルムアルデヒド対策」の追加
2000年12月	・住宅性能表示制度の評価基準との整合を図るため「ホルムアルデヒド対策」基準を規定
2001年10月	・「ホルムアルデヒド対策」を推奨選択基準から基礎基準へ移行
2003年 6月	・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則 F☆☆☆☆相当とした
2005年12月	・認定基準の性能規定化と充実 ・標準的評価方法基準の制定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2006年 6月	・認定基準の性能規定化と充実 ・換気口部品の型式名称を換気方式 ・20分の遮炎性能を有する防火ダンパーを追加 ・防じんフィルターの追加
2009年 3月	・遮音機能を有する換気口部品の遮音性能基準を改正 ・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2013年 8月	・常時換気機能の追加
2014年 7月	・サンタリー用ファンにサッシ一体型を想定した基準追加
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

ガス給湯機・石油給湯機・電気給湯機

■ BL化の背景

ガス給湯機は、住宅建設の量から質への転換期に住宅性能向上の一環として、1974年に建設省の住宅生産工業化促進補助制度により、効率の高いシャワー等の機能を備えた給湯器ユニットの開発試作が行われ、この成果を受けて、同年に BL 認定制度の初の認定が行われた。

電気給湯機は、深夜電力利用による電気温水器が注目されるようになり、主に都市ガス未利用地域や全電化住宅への対応として、1987年に初の認定が行われた。



ヒートポンプユニット

貯湯タンクユニット

電気給湯機 (CO2ヒートポンプ給湯機)

石油給湯機は、低価格の灯油を燃料とすることにより、その経済性が注目されており、電気給湯機と同様に都市ガス未利用地域対応とBL給湯機器のユーザーへの選択性を広げるために1988年に第1回目の認定が行われた。

1974年11月	・ガス給湯器を第一回認定
1978年 8月	・床置型給湯器を認定（ガス給湯器）
1981年 6月	・屋外用給湯器を区分に追加 ・パイプスペース設置型給湯器を認定（ガス給湯器）
1992年 7月	・自動機能及び全自動機能等に関する定義を基準に追加（ガス給湯器） ・湯温の安定性に関する基準変更（ガス給湯器）
1993年 7月	・給排気方式のCF式を区分から削除（ガス給湯器）
1994年	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記
1994年 7月	・PS設置型給湯器等の取付金枠及びボックスに関連する標準寸法を基準追加（ガス給湯器）
1996年 5月	・高温水供給式の追いだき方式を「I型」、「II型」に変更（ガス給湯器、石油給湯機） ・区分に「ヒートポンプ式」、「ヒーター・ヒートポンプ式」を追加（電気温水器）
1999年 7月	・高圧力型温水器に関する基準を「推奨選択基準」として追加（電気温水器） ・自動機能の湯張り・足し湯作動時の水位差に関する基準を3cm以下に変更（電気温水器、石油給湯機） ・連続給湯効率の基準値を「80%以上」に変更（石油給湯機）
2000年	・保証制度を拡充
2000年 7月	・追いだき配管の配管接続径にR3/4（20A）を追加（石油給湯機）
2001年 2月	・品目名を「電気温水器」から「電気給湯機」に変更（電気給湯機）
2003年 6月	・高効率型ガス給湯器の要求事項を「推奨選択基準」に追加（高効率型）
2004年10月	・高い省エネルギー性を持ち環境の保全に寄与する特長を有するBL-bs部品として「電気給湯機（ヒートポンプ式）」を認定
2005年 1月	・高い省エネルギー性を持ち環境の保全に寄与する特長を有するBL-bs部品として「ガス給湯機（潜熱回収型）」を認定
2005年12月	・認定基準の性能規定化と充実 ・標準的評価方法基準の制定 ・品目名を「ガス給湯器」から「ガス給湯機」に変更（ガス給湯機）
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2006年 6月	・ガス・電気・石油給湯器の台所リモコンにおいて、給湯温度優先解除スイッチ等を設けてはならないことを追加
2006年10月	・ガス給湯器のJIA G 024-99の強制排気方式（FE式）の不完全燃焼防止機能に係る基準の追加
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2010年 3月	・エネルギー効率をAPF（年間給湯効率）に変更（電気給湯機）
2010年 9月	・配管接続径にG1/2（15A）を追加（ガス給湯機）
2012年 3月	・BF式シャワー付ふろがまを「密閉式ふろがま」基準へ移行（ガス給湯機）
2013年 3月	・モード効率試験を追加
2016年 1月	・施工の範囲にドレン管とドレンホルダーの接続を追加（ガス給湯機）
2016年 4月	・取付強度試験の変更（電気給湯機）
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

密閉式ふろがま

■ BL化の背景

住宅水準の向上に伴い、公共事業体が予め浴室設備を設置するようになり、さらに安全性の高い密閉式ふろがまが一般的に採用されはじめ、既設のふろがまの取り替え需要にも対応することが要求され始めた。これらを受け、1982年に第一回認定が行われた。



I型

1981年	・認定基準を制定
1982年 3月	・第一回認定
1984年12月	・追焚効率を70%以上に改正
1994年 8月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記
2000年 3月	・「7. 性能」の内容を、JIA C 002-99（ガス温水機器検査規程）を基に改正
2000年10月	・保証制度を拡充
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2006年 6月	・認定基準の性能規定化と充実
2010年 9月	・配管接続径にG1/2（15A）を追加
2012年 3月	・BF式シャワー付ふろがまを「ガス給湯機」基準から移行
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

■ BL化の背景

住宅に設置される定置用固体高分子燃料電池コージェネレーションシステムで、原燃料を都市ガス、LPG又は灯油とし、かつ、定格送電端出力が10kW未満のものを認定対象とする基準を制定した。



ガスエンジン発電ユニット／排熱利用給湯暖房ユニット

2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2009年 3月	・認定基準の制定
2010年 3月	・「発電効率」について、LPG・石油を原燃料とするシステムの基準値を都市ガスと整合させた ・「機能の確保」において、発電ユニット出口部分の排熱回収流体（熱媒）温度に係る項目を設けた
2012年 3月	・固体酸化物型燃料電池システムを適用範囲に追加
2014年12月	・既設の熱源機を利用し、燃料電池システムを後付けできるように基準を改正
2015年 8月	・固体酸化物型燃料電池システムにおいて、発電部と貯湯部が一体型になったタイプの開発に伴い、基準の改正
2016年 4月	・取付強度試験の変更
2019年12月	・構成部品に「蓄熱タンク」を追加 ・搬送部、放熱部を選択構成部品から除外
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

太陽熱利用給湯システム

■ BL化の背景

建設省では、省エネルギー対策の推進を行っていく中で、比較的取り扱いが安全、容易であったクリーンで無尽蔵な太陽エネルギーを利用する手法を



自然循環型太陽熱利用システム

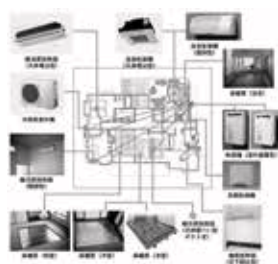
その中心として位置づけ、その普及促進を図るために1980年に第1回のBL認定が行われた。

1980年 3月	・認定基準を制定
1980年 6月	・第一回認定
1983年 4月	・共同住宅バルコニー設置タイプ、集熱性能、保温性、塗膜性能などの向上に伴う基準、区分、試験方法の改正・追加
1987年 4月	・集熱性能、保温性、塗膜性能、有効出湯効率、騒音などの向上に伴う基準、試験方法の変更
1993年 6月	・くみ置型太陽熱温水器を区分に追加 ・自然循環型及び強制循環型における集熱性能の集熱量に関する基準変更 ・自然循環型及び強制循環型における騒音値に関する基準変更 ・くみ置型の真空管式に保温性能に関する基準追加
1994年 8月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記
2000年 5月	・自然循環型を「太陽熱温水器」に強制循環型を「強制循環ソーラーシステム」として性能規定上区分け ・真空貯湯型を対象区分に追加 ・補助加熱装置の騒音値に関する基準を変更
2000年10月	・保証制度を拡充
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2008年12月	・自然循環型、強制循環型の給湯又は給湯・暖房を行うシステム及び空気集熱型の暖房を行うシステムを認定の対象とする基準を制定
2009年 7月	・給湯用の補助加熱装置に、電気熱源の機器を対象に加える
2010年 3月	・「貯湯部又は蓄熱層」を必須構成部品から選択構成部品に変更
2013年 7月	・有効出湯効率試験、出湯水温制御性試験、指導試験、塗膜性能試験を変更 ・集熱制御装置の耐久性試験の開閉回数を変更
2014年 7月	・適用範囲を住宅だけでなく社会福祉施設等に拡大
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

暖・冷房システム

■ BL化の背景

1975年度の建設省「住宅生産工業化促進費補助制度」による開発課題に、暖房システムが取り上げられた。当時施工が大掛かりで、コストが高いことから一般住宅への普及が遅れていたセントラルヒーティングシステムに、低コストで快適な環境の実現を目標に試作、検証が行われた。この成果を踏まえ、1977年各室暖房、各戸セントラル暖房、住棟セントラル暖房の3区分からなる暖房システムのBL化を行なった。



暖冷房システム図

1977年	・各室暖房、各戸セントラル暖房、住棟セントラル暖房の3区分をBL化
1994年 9月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正 ・SI単位系及び重力単位系を併記
2000年10月	・保証制度を拡充し、免責事項の記載事項を保証書等へ記載することを規定 ・保証期間の延長が行われた部位等（床暖房ユニットのパネル、搬送部材、蓄熱部、貯湯タンク等5年、熱交換器、ヒーター、コンプレッサー等3年）
2000年12月	・住宅性能表示制度の評価基準との整合を図るため、基礎基準にホルムアルデヒド放散レベルが日本農林規格

(JAS)のFCO等級レベル及び日本工業規格(JIS)のEO等級レベルの材料を対象とする基準を施行

2001年10月	・「ホルムアルデヒド対策」の推奨選択基準を基礎基準への移行
2003年 6月	・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則F☆☆☆☆相当とした
2004年 6月	・「暖・冷房システム/天井暖房ユニット」の第1号認定
2005年12月	・高い省エネルギー性を持つ潜熱回収型の「暖・冷房システム/ガス熱源機(潜熱回収型)」を初めて認定 ・「浴室暖房機能」及び「衣類乾燥機能」を有した温水循環式浴室暖房乾燥機の認定基準をユニット別認定基準として制定。任意選択事項として「換気機能」、「ミスト発生機能」有しているものも対象に含む ・暖房能力における試験方法の追加
2006年 1月	・施工瑕疵に対するBL保険の全面適用
2006年10月	・認定基準の性能規定化と充実 ・BL-bs認定基準及び標準的評価方法基準(暖・冷房システム/ガス熱源機(潜熱回収型))を付加認定基準及び評価基準として統合 ・電気式発熱体の種類を電気用品の技術基準を定める省令と整合 ・構成部品のサーモスタット等を安全装置として明確化 ・使用上の安全対策を火傷防止と家具等の熱変形防止の2つに明確化
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2013年 4月	・保証における免責事項の基準内への記載
2019年12月	・熱源部として、「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」「ハイブリッド給湯・暖房システム」「家庭用ガスコージェネレーションシステム」を使用する場合は、優良住宅部品認定基準を満たした製品であることを明記

ハイブリッド給湯・暖房システム

■ BL化の背景

住宅に設置される給湯システムで、電気ヒートポンプユニットと潜熱回収型ガス熱源機により構成され、電気ヒートポンプを利用して貯湯された湯を優先的に使用し、大量の湯や高温の湯を必要とする場合に自動的に潜熱回収型ガス熱源機で補完するハイブリッド給湯システムを基準として制定した。



ハイブリッド給湯・暖房システム

2010年 9月	・基準の制定
2012年 8月	・基準名を「ハイブリッド給湯システム」から「ハイブリッド給湯・暖房システム」へ変更 ・ヒートポンプユニットの暖房に関する要求性能を基準に追加(暖房加熱性能、消費電力性能、暖房エネルギー効率)
2016年 4月	・取付強度試験の変更
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

融雪システム

■ BL化の背景

融雪システムは、豪雪地帯での屋根の雪降ろしの解決策、また、それに伴う死傷事故、核家族の進行と高齢社会の進展に伴う雪降ろしの人手不足などを解決する一つの方法として設置され始めた。徐々に普及が進む中、BL化の要望が高まった。このような背景のもと、1993年6月に第一回の認定が行われた。



融雪システム使用例

1993年 6月	・ 第一回認定
1994年 8月	・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
1999年	・ SI 単位系及び重力単位系を併記 ・ 融雪方式の「電熱式」、「温水循環式」の2区分を、「電熱式」、「電熱式（屋根一体型）」、「温水循環式」、「ヒートパイプ式」の4区分に分離 ・ 手動運転によるトラブルを未然に防止する為に、カタログや取扱説明書において「手動運転の留意点の説明」を表示
2000年 2月	・ 融雪方式、運転方式を明確化
2000年10月	・ 保証制度を拡充し、免責事項の記載事項を保証書等へ記載することを規定 保証期間の延長が行われた部位等（融雪部、搬送部5年、温水熱源機器の熱交換器3年、雨水の進入を防止する機能10年）
2006年 1月	・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2007年11月	・ 認定基準の性能規定化と充実
2020年 4月	・ 認定基準と評価基準を統合

給水ポンプシステム

■ BL化の背景

1977年度の住宅生産工業化技術促進費補助制度〔建設省〕による開発部品として、集合住宅用給水圧送システムの開発が実施され、その成果と既存の直送式給水システムをもとに、1979年に「給水システム」の認定基準が制定され、1980年に第1回認定が行われた。



ポンプ回転数制御方式

1977年	・ 住宅生産工業化技術促進補助制度による集合住宅用給水圧送システム開発
1979年 7月	・ 給水システム認定基準施行。ポンプ速度制御給水システム、圧力タンク方式給水システム、給水タンクの3区分が設けられる
1980年 6月	・ 第1回認定
1983年 7月	・ 「給水タンク」が別品目として独立。区分名をポンプ回転数制御システム、圧力タンク制御システムに改称
1989年 8月	・ 区分圧力タンク制御システム内において、受水タンク用（A.B）、高置式タンク用に種類が分けられる
1990年 6月	・ L-回転数、L-圧力、S-回転数、S-圧力の4区分に改正。Lは陸上ポンプ、Sは水中ポンプを意味し、水中ポンプが認定の対象となった
1991年	・ 新品目「給水ポンプユニット」施行。対象に単独運転方式を追加
1994年	・ 給水ポンプユニットにおいてもポンプ回転数制御方式が対象となるとともに、電動機出力の上限が7.5kwに引き上げられた ・ 各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正

1998年

1998年 7月
2000年

2000年 3月

2000年10月

2006年 1月

2006年 6月

2009年 3月

2013年 4月

2015年 3月

2016年 1月

2020年 4月

- ・ SI 単位系及び重力単位系を併記
- ・ 給水システム、給水ポンプユニットを新品目「給水ポンプシステム」として統合
- ・ 耐震強度の強化、液面揺動対策等の基準の改正
- ・ ポンプ回転数制御又はその他の制御方式における給水圧力変動の規定の追加、圧力タンク制御のポンプの始動頻度に関する規定の明確化
- ・ 保証制度を拡充
- ・ パネル型のシール材料を仕様規定化
- ・ 水槽本体の仕様に加え、架台を仕様規定化
- ・ 認定基準における「～タンク」という表現を「～水槽」に変更（ただし、品目名は従来どおり「給水タンク」とした。）、パネル型のシール材料、架台の仕様規定の追加等の認定基準の改正
- ・ 保証制度を拡充
- ・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
- ・ 認定基準の性能規定化と充実
- ・ 評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
- ・ 保証における免責事項の基準内への記載
- ・ トップランナーモータ対応の要求性能を基準に追加
- ・ 受水槽一体型の給水ユニットの要求性能を基準に追加
- ・ 認定基準と評価基準を統合

エレベーター（高層住宅用エレベーター、ホームエレベーター、マシナールームレス型エレベーター、階段室方共同住宅用エレベーター）

■ BL化の背景

1960ころになると集合住宅の高層化に伴いエレベーターが設置され始め、公共住宅においては1962年よりKJ部品として採用された。



ホームエレベーター
(かご内)

集合住宅用エレベーター
(かご内)

1987年6月に建設省から、来るべく高齢社会や

3階建て住宅に対応する為、ホームエレベーターの設計・施工指針が示された。当財団では1988年8月に、おもに戸建住宅内に設けられ、利用者が家族に限定された乗用及び車椅子利用可能な「ホームエレベーター」の第1回認定が行われた。

1999年には、建設省指導のもと公共住宅事業者等連絡協議会により、高齢者等の居住に配慮した公共賃貸住宅の整備推進のひとつの方法として、既存の階段室型共同住宅に設置する低コストで、コンパクトなエレベーターとエレベーターシャフトを開発することを目的に「階段室型共同住宅用エレベーター開発提案募集」（当財団が受託）が行なわれた。当財団では、その成果をもとに2000年11月に、階段室型中層共同住宅の階段室へ設置する独立したエレベーターシャフトとエレベーター設備を一体とした「階段室型共同住宅用エレベーター」を基準化した。

また、1998年、塔屋機械室に収納されていた電動機や巻上機、制御盤をエレベーターシャフト内に設置し、機械室を必要とせず床面積と建物高さを抑え、建築コストやランニングコストで有利なマシナールームレス型エレベーターが開発され、当財団では2000年11月に「マシナールームレス型エレベーター」の基準化が行なわれるなど、認定範囲の拡大を図ってきた。

1978年 3月

1981年 3月

- ・ 高層住宅用 BL 部品として第1回認定
- ・ 防犯型窓付扉タイプの追加、戸繰返し反転機構、いたずら呼びキャンセル装置の追加

1988年 8月	・ホームエレベーター第 1 回認定
1989年 3月	・福祉型標準付加仕様の追加
1992年11月	・区分に中層住宅用を追加
1994年 8月	・項目を性能数値化、客観的表現に修正し、SI 単位系及び重力単位系を併記
1997年11月	・中層住宅用油圧式エレベーターを追加
2000年11月	・マシンルームレス型エレベーターの追加に伴い、エレベーターの名称をエレベーター（高層住宅用エレベーター）に変更
2001年 6月	・階段室型共同住宅用エレベーター第1回認定
2001年12月	・マシンルームレス型エレベーター第1回認定
2002年 3月	・階段室型共同住宅用エレベーターを新たに基準化し、従前の階段室型共同住宅用エレベーターを階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体）に名称変更
2003年 4月	・エレベーター（油圧式）認定廃止
2003年 6月	・建築基準法の改正に伴い、ホルムアルデヒド対策の必要な構成部品の材料を原則 F☆☆☆☆相当とした
2005年12月	・階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体）のうち、昇降路建物にかかる性能をオープン化した（昇降路ユニット）基準を制定
2006年 1月	・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
2007年 3月	・認定基準の性能規定化と充実
	・構成部品（遮煙戸、警報装置、かご内の状況を乗り場等で写すモニター、デジタルレコーダ）の追加
2009年 3月	・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記
2009年 7月	・建築基準法施行令の改正（2009/9/28施行）に伴い「戸開走行保護装置」及び「地震時管制運転装置」を必須構成部品として記載
2010年 7月	・階段室型共同住宅用エレベーター（単体）を階段室型以外の共同住宅の 5 階建て以下の住宅に対象範囲を拡大し「小規模共同住宅用エレベーター（単体）」に名称変更
2014年 7月	・「昇降路耐震設計・施工指針 2014 年版」の耐震対策強化に対応した基準を公表
2017年 3月	・かご内の防犯カメラに関する要求事項の改正
2020年 4月	・認定基準と評価基準を統合

スプリンクラー設備

■ BL化の背景

1991年には、消防庁が住宅用スプリンクラーの設置対象、設置場所、技術的な基本事項、表示などを規定する技術ガイドライン「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン」が公表された。さらに、同年厚生省でも、各市町村毎に個別確認が必要であった水道直結式スプリンクラーを積極的に導入するように、手続の緩和がおこなわれた。

このような背景のもと、1993年3月に自治省消防庁の「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン」に適合し、日本消防検定協会の型式鑑定を受けた部品を対象に湿式タイプ、予作動式タイプの「住宅用スプリンクラー設備」の第一回認定を行なった。



スプリンクラーヘッド

1993年 3月	・第一回認定
1994年 8月	・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正
	・SI 単位系及び重力単位系を併記
2000年 2月	・品目名から「住宅用」をはずし「スプリンクラー設備」へ名称変更
	・平成7年9月の自治省消防庁の省令「閉鎖型スプリ

2000年10月

2001年11月

2006年 1月

2007年 3月

2020年 4月

ンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」に適合したものを認定対象とした

・優良住宅部品の保証制度の拡充に伴い、免責事項の記載事項を保証書等へ記載することを規定

・住宅性能表示制度の評価基準との整合を図るため、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの感度を規定し、警報音についても音圧と警報時間を規定

・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用

・認定基準の性能規定化と充実

・認定基準と評価基準を統合

テレビ共同受信機器

■ BL化の背景

1967年にテレビの普及率が80%を超え、集合住宅でも個別アンテナによる受信が増え、アンテナの林立が干渉受信障害、建築躯体や美観への悪影響を及ぼす事となった。これらを解決するため、集合住宅における受信システム



VHFアンテナ

の開発が行なわれ、1968年にKJ部品としてVHF帯域用の部品が採用された。また、UHFの開局に伴い、1970年にUHF・VHF帯域用の規格に変更された。

BL認定としては、1978年に「テレビ共同聴視機器」として、KJ部品から移行がおこなわれた。

1978年 3月

1980年 8月

1983年10月

1984年 3月

1987年 3月

1991年 3月

1994年

1994年 2月

1997年 3月

2000年

2000年 3月

2001年 3月

2002年 3月

2005年12月

2006年 1月

2008年 5月

2008年10月

2009年 3月

2010年 3月

2010年12月

2017年 3月

2017年12月

・「テレビ共同聴視機器」として第一回認定

・「テレビ共同受信機器」に名称変更

・直列ユニット・1 端子分岐型、テレビ端子を追加

・BS対応の混合器・分岐器の分配器・直列ユニットを認定

・BS- 型のブースタ・1 端子型テレビ端子を認定

・BS120 型アンテナを認定

・VU2型アンテナ・BS-D6・BS・UV-1型ブースタを認定

・BSA-75・90（100）を認定

・各項目を極力性能数値化し、客観的表現に改正

・SI 単位系及び重力単位系を併記

・CATV 対応ブースタを追加

・CS デジタル放送受信アンテナを認定

・CS デジタル放送対応機器、CATV 対応機器を認定

・保証制度を拡充

・全端子接続型直列ユニット、UHF 全帯域用アンテナを追加

・BS デジタルに対応した周波数帯域へ変更

・放送のデジタル化への対応を図るための BS・CS アンテナ機器を追加

・認定基準の性能規定化と充実

・狭帯域機器を広帯域機器へ統合

・直列ユニットの統廃合

・施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用

・光伝送による共同受信機器を対象とする基準を制定

・ブースター及びテレビ端子の使用帯域の基準値を拡大

・受信機器のブースター、混合（分波）器、直列ユニットについて、使用帯域の基準値を拡大

・評価基準において、使用者の安全に係る要求事項の試験について、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求する旨明記

・適用範囲を拡大するため、「1. 適用範囲」において、住宅以外の用途の建築物を明確にした

・デジタル化に対応した基準を公表

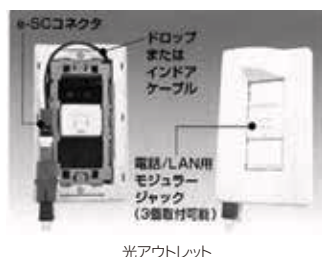
・「新 4K8K 衛星放送」に対応した基準を公表

・「漏洩電界強度」の規格を基準に追加

光配線システム機器

■ BL化の背景

光ファイバケーブルによる高速、大容量のFTTH方式（Fiber To The Home）の配線設備を共同住宅へ設置する必要性が出てきた。このような状況の中、住棟入口から各住戸に設置される住棟配線盤、分岐配線盤、光アウトレットについて、機器間にアクティブ機器を接続しないスター配線接続のために必要な性能及び機能をBL基準として制定した。



光アウトレット

- 2006年 1月 ・ 施工瑕疵に対する BL 保険の全面適用
- 2006年 3月 ・ 認定基準の制定
- 2013年 4月 ・ 保証における免責事項の基準内への記載
- 2020年 4月 ・ 認定基準と評価基準を統合

住宅用火災警報器

■ BL化の背景

住宅における死傷者の抑制の目的で、新築住宅は2006年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。これを機に、消防鑑定品（Nsマーク付）で定めている基本性能に加え、高齢者、視聴覚障害者等への配慮、長時間の使用、設置後の維持管理のしやすさへの配慮として「共通の個体識別システム」に基づく個体の識別ができる機器としての性能及び仕様をBL基準として制定した。



壁面・天井設置型（煙感知式）

- 2006年 7月 ・ 認定基準を制定
- 2006年11月 ・ 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与（ユニバーサルデザインによる安心に寄与）する BL-bs 部品として「住宅用火災警報器」を初めて認定
- 2020年 4月 ・ 認定基準と評価基準を統合

樹脂製住宅用床束

■ BL化の背景

在来木造戸建住宅の床束は、床のレベル出しのために束の長さを微調整しているのが現状です。この調整が不十分な場合には、床の不陸となり居住性能を大きく損なうこととなります。そこで、レベル出しのための高さ調整機構をもち、施工後であっても再調整を可能とし、また、樹脂製であるため木材にありがちな「やせ」や「腐れ」がなく耐久性、安定性に優れた部品としてBL認定した。



ブラ束台板タイプ

- 2006年 3月 ・ 自由提案型優良住宅部品として認定
- 2020年 4月 ・ 認定基準と評価基準を統合

洗濯排水スリーブ

■ BL化の背景

1960年ころ以前の集合住宅には洗濯機置場がなく、防水パンもないため、脱衣場に洗濯機を置いて浴室のドアを開放したまま排水している場合が多く、漏水の原因となっていました。このような状況を打開するため、洗濯排水スリーブは浴室の壁又は浴室ドアにホースの挿入口を設け、洗濯の排水をスムーズに浴室に流せるようにした改修用の部品としてBL認定した。



壁付タイプの例（浴室側）

- 2008年 1月 ・ 自由提案型優良住宅部品として認定
- 2013年 4月 ・ 保証における免責事項の基準内への記載
- 2020年 4月 ・ 認定基準と評価基準を統合

プレスドア専用改修用扉

■ BL化の背景

1955年ごろに建設された集合住宅は、気密材の付いていない玄関ドアが使用されており、気密材の付いていない玄関ドアを改修する際には、枠ごと玄関ドアを撤去した上で、気密材の付いた玄関ドアを改めて取付ける方法か、従前の玄関ドアの枠の内側に気密材の付いた枠を二重に設置



耐震用玄関ドア

する方法の、いずれかによって改修が行われてきました。このような状況の中で、既存の枠をそのまま残し、それを利用して気密材の付いた扉に交換できるBL部品として認定した。

- 2006年 3月 ・ 自由提案型 住宅ストックの有効な形成・活用に寄与する特長も有する BL-bs 部品として認定
- 2013年 4月 ・ JIS A 4710 による断熱性試験方法を追加
- ・ 使用する錠前について、防犯建物部品（CP 錠）以外も対象に追加
- 2016年 4月 ・ 断熱性能区分の名称変更及び上位性能区分を追加
- 2020年 4月 ・ 認定基準と評価基準を統合